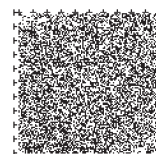


## 第4章 重点施策



## 第4章 重点施策

### 1 地域から課題解決につながる体制づくりの推進

---

#### (1) 住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化【重点1-1】

地域の困りごと及び生活課題に関しては、直接市や各相談支援機関が相談を受けたり、自治会・町会等、民生委員・児童委員及び地域福祉コーディネーター等の地域の多様な主体が相談を受け、市や各相談支援機関につないだり、解決に向けた取組を行ったりしてきました。人口減少、高齢化などによる地域の担い手不足、社会的孤立、制度の狭間にある問題、公的な福祉サービスにつながらない課題等が表面化する中、住民が抱える様々な困りごと及び生活課題を地域の支え合いの力で解決していくことがますます重要となっています。

今後も、福祉エリアにおいて、住民が抱える様々な困りごと及び生活課題について、地域の多様な主体が協働・連携して解決していく体制の構築を進めるための取組を、市と府中市社会福祉協議会が連携し、地域福祉コーディネーターが支援していきます。

#### (2) 地域の防災対策の推進【重点1-2】

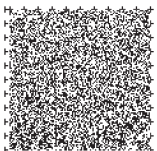
近年、震災や風水害等、様々な自然災害が頻発し、福祉の分野においても、災害時に一次避難所での避難生活を送ることが困難な要配慮者のための福祉避難所の確保、避難行動要支援者に対する支援の強化等、防災や災害時における対応は重要な課題となっています。また、市民の防災に対する関心も高まっています。

災害時には、安否の確認や被災者の救助など、地域における支え合いが普段以上に重要で、日頃から地域全体で災害時に備えて取り組むことが大切です。まずは、地域における関係づくりを強化することが、特に高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者及び要配慮者の避難時の支援や円滑な避難所生活につながります。

そのため、防災意識の向上、避難行動要支援者及び要配慮者についての周知及び必要な支援に対する理解を地域で深めてもらうための啓発活動等を行い、地域の防災対策を推進します。また、これらの取組が、地域への関心の向上や地域活動への参加の契機となるよう図ります。

#### (3) 複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点1-3】

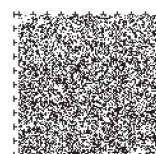
一人の人や一つの世帯が抱える課題が複合的で複雑なケースが増える中、福祉エリアごとの体制で解決が難しい場合や、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮などの



現在の対象別の相談支援機関では解決が困難な課題の解決に向けては、総合的・包括的な相談支援体制を充実させていく必要があります。高齢者に係る福祉や、障害のある人に係る福祉等、制度の異なる福祉分野との連携だけではなく、医療、保健、雇用・就労、司法、教育等、多岐にわたる分野との協働により、包括的な支援体制の構築を進めます。

## 参考指標

指標名	指標の説明	現状値	令和8年度目標値
地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	地域福祉コーディネーターが実施する困りごと相談会での相談件数です。増加を目指します。	577件 (令和元年度時点)	1,120件



## 2 課題を抱える人・世帯を包括的に支援する仕組みづくりの推進

### (1) 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）【重点2-1】

高齢化社会の進展等により、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方の生活を保護し、地域で安心して暮らすため、成年後見制度の利用の促進が一層必要とされています。

本市は、権利擁護センターふちゅうにおいて地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に係る事業を実施し、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方でも、安心して地域で暮らし続けられるように取り組んできました。

本計画に成年後見制度の利用促進に関する内容を取りまとめ、成年後見制度の利用促進による更なる権利擁護の推進を図ります。

#### ① 成年後見制度利用促進基本計画について

##### ア 成年後見制度について

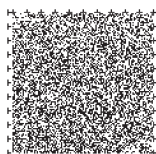
認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても十分に判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。成年後見制度は、このような判断能力の不十分な方々の生活を保護し、支援する制度です。

##### イ 成年後見制度の種類

成年後見制度は、判断能力が不十分になってから家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」と、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度には、「後見」「保佐」「補助」の3つがあり、「後見」の対象となるのは、判断能力が欠けていることが通常の状態の方、「保佐」の対象となるのは、判断能力が著しく不十分な方、「補助」の対象となるのは、判断能力が不十分な方等、判断能力の程度等、本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書により結んでおくものです。



## ウ 国の動向

国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、成年後見制度利用促進法を平成28年5月に施行しました。

その背景には、認知症、知的障害及び精神上的の障害により、財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現にも必要であること、また、成年後見制度がそのための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことがあります。

同法の第14条第1項では、市町村の講ずる措置として、平成29年3月に策定された国の成年後見制度利用促進基本計画を勧案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること、また、成年後見等実施機関の設立等に係る支援等に努めることなどが規定されています。

## エ 本市の成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度の推進は、地域福祉計画に盛り込むべき「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の一つとして挙げられています。

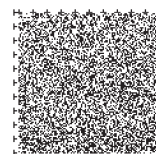
成年後見制度に係る取組は、判断能力が不十分になった高齢者や障害のある人等に対する支援として横断的な施策を展開する必要があり、地域で支え合うまちづくりに欠かせないものであるため、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や活動支援についてなど、本計画に成年後見制度の利用促進に関する施策を取りまとめ、「府中市成年後見制度利用促進基本計画」として位置付けます。

## ② 現状

### ア 権利擁護センターふちゅうの取組

本市は、地域における権利擁護を担う中心的な機関として、平成18年度から権利擁護センターふちゅうを設置し、その運営を府中市社会福祉協議会へ委託しています。同センターでは、成年後見制度を始めとする様々な制度や社会資源を活用することにより、判断能力の不十分な高齢者、障害のある人等が不利益を被ることなく住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう支援しています(図表4-1、4-2、4-3)。

また、社会貢献的な精神で貢献業務を担う市民後見人の養成等を実施しており、平成27年度から令和2年度までの「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」では、市民後見人受任者数を、重点施策「セーフティネットの充実」の進捗状況の参考指標の一つとしており、令和2年度の目標値である7人に対して、令和元年度末時点では、9人となっています(図表4-4)。



図表4-1 福祉サービスや成年後見制度利用に関する相談件数の推移

年度	相談件数
平成27年度	1,435件
平成28年度	1,198件
平成29年度	1,226件
平成30年度	1,265件
令和元年度	1,311件

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

図表4-2 地域福祉権利擁護事業の相談件数の推移

年度	相談件数
平成27年度	5,142件
平成28年度	4,692件
平成29年度	5,164件
平成30年度	5,085件
令和元年度	4,803件

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

図表4-3 地域福祉権利擁護事業の契約締結件数の推移

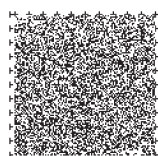
年度	相談件数
平成27年度	19件
平成28年度	19件
平成29年度	18件
平成30年度	22件
令和元年度	21件

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

図表4-4 市民後見人受任者数の推移

年度	市民後見人受任者数
平成27年度	2人
平成28年度	4人
平成29年度	4人
平成30年度	5人
令和元年度	9人

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

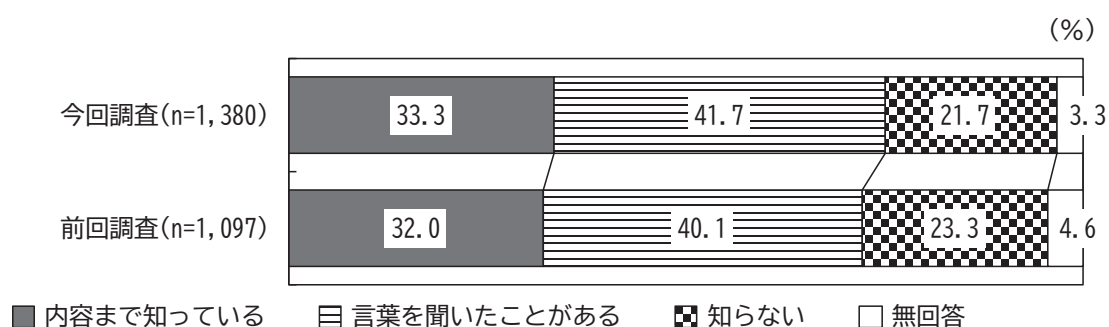


イ 成年後見制度及び権利擁護センターふちゅうの周知の状況について

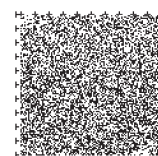
一般市民調査では、福祉に関する用語の認知度のうち、成年後見制度については、「内容まで知っている」が33.3%、「言葉は聞いたことがある」が41.7%、「知らない」が21.7%です。平成25年度に実施した前回調査（配布件数2,200件、有効回収数1,097件）では、「内容まで知っている」が32.0%、「言葉は聞いたことがある」が40.1%、「知らない」が23.3%でした。「内容まで知っている」、「言葉は聞いたことがある」と回答した人の割合は、どちらも1.5ポイント程度増加しています（図表4-5）。

また、権利擁護センターふちゅうを知っている人は2.3%で、権利擁護センターふちゅうの役割や機能に関して知っていることは、「まったく知らなかった」が82.0%で最も多く、知っている機能として最も多いのは「福祉サービスの利用や老いじたくに関する相談を受け、財産管理の支援を行っている」で8.0%です（図表4-6、図表4-7）。

図表4-5 福祉に係る用語「成年後見制度」の認知度(全体)【経年比較】

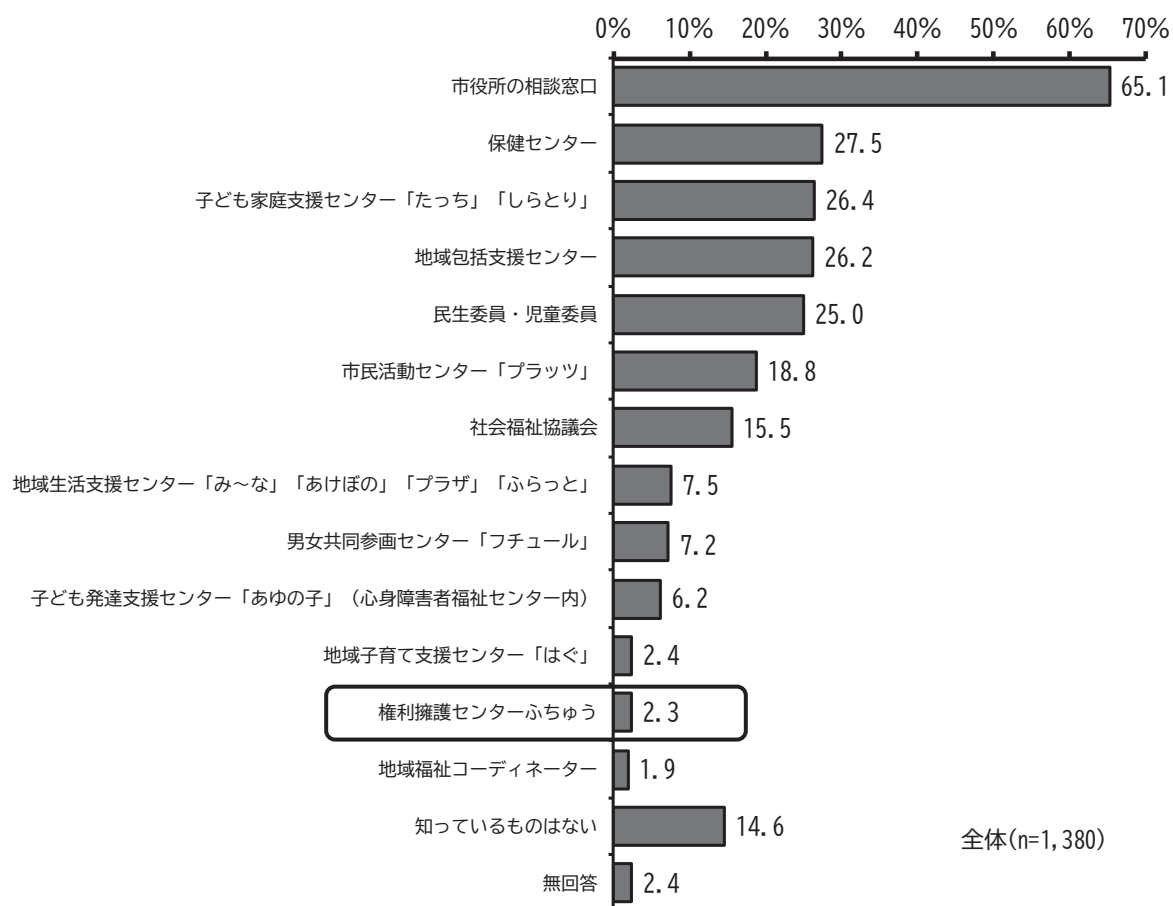


<b>【今回調査】</b>	
全体 (n=1,380)	
内容まで知っている	33.3%
言葉を聞いたことがある	41.7%
知らない	21.7%
無回答	3.3%
<b>【前回調査】</b>	
全体 (n=1,097)	
内容まで知っている	32.0%
言葉を聞いたことがある	40.1%
知らない	23.3%
無回答	4.6%

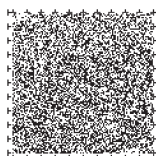




図表4-6 相談窓口の認知度(全体:複数回答)

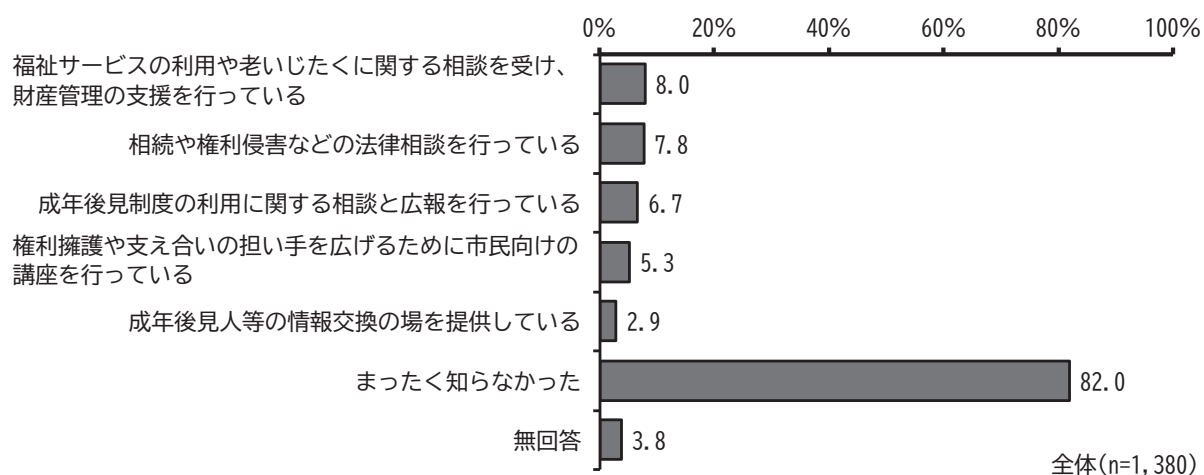


全体 (n=1,380)	
市役所の相談窓口	65.1%
保健センター	27.5%
子ども家庭支援センター「たち」「しらとり」	26.4%
地域包括支援センター	26.2%
民生委員・児童委員	25.0%
市民活動センター「プラッツ」	18.8%
社会福祉協議会	15.5%
地域生活支援センター「み～な」「あけぼの」「プラザ」「ふらっと」	7.5%
男女共同参画センター「フューラル」	7.2%
子ども発達支援センター「あゆの子」(心身障害者福祉センター内)	6.2%
地域子育て支援センター「はぐ」	2.4%
◎権利擁護センターふちゅう	2.3%
地域福祉コーディネーター	1.9%
知っているものはない	14.6%
無回答	2.4%





図表4-7 権利擁護センターふちゅうの役割や機能の認知度(全体:複数回答)



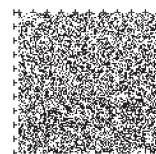
全体 (n=1,380)	
福祉サービスの利用や老いじたくに関する相談を受け、財産管理の支援を行っている	8.0%
相続や権利侵害などの法律相談を行っている	7.8%
成年後見制度の利用に関する相談と広報を行っている	6.7%
権利擁護や支え合いの担い手を広げるために市民向けの講座を行っている	5.3%
成年後見人等の情報交換の場を提供している	2.9%
まったく知らなかった	82.0%
無回答	3.8%

### ③ 今後の取組

本市の要介護認定者数は増加傾向にあります。今後は高齢化が急激に進み、更なる要介護認定者、認知症高齢者の増加から、判断能力が不十分な状態で支援を必要とされる方が増えることが予測されます。また、障害のある人の親や家族の高齢化が進む中、その方たちが亡くなった後の障害のある人の生活に対する支援も必要とされています。

本市では、権利擁護センターふちゅうにおいて成年後見制度に係る事業を実施していますが、一般市民調査の結果から、成年後見制度及び権利擁護センターふちゅうに関する更なる周知や取組の促進が必要であることが分かりました。

今後も引き続き、権利擁護センターふちゅうを中心として、判断能力が不十分な方への権利擁護を支援するため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援を行います。また、更なる成年後見制度の利用促進のため、保健、医療、福祉及び司法といった様々な専門機関で構成される協議会の設置及び権利擁護センターふちゅうの機能強化など地域連携ネットワークの構築に向けた取組を進めます。



## (2) 再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）【重点2-2】

我が国の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続け、平成30年には48.8%となっています。この原因として、犯罪をした者等の中には、高齢者や障害のある人等の福祉的な支援が必要な人、出所時に住居や就労が確保できず生活が不安定な人など、社会復帰に多くの困難を抱えている人がいることから、様々な困難を抱えている人が地域で孤立して再び罪を犯すことを防ぐための支援が必要とされています。

本市では、府中地区保護司会、府中地区更生保護女性会等と協力し、社会を明るくする運動を始めとする再犯の防止や更生保護に関する啓発活動を行うほか、関係団体の活動支援に取り組んできました。

本計画に再犯の防止等の推進に関する内容を取りまとめ、再犯防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくりを図ります。

### ① 再犯防止推進計画について

#### ア 国の動向

国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進法を平成28年12月に施行しました。

再犯防止推進法では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であるとして、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本事項が定められています。

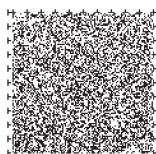
再犯防止推進法の第8条第1項では、市町村は、平成29年12月に策定された国の再犯防止推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

#### イ 本市の再犯防止推進計画の位置付け

再犯の防止等の推進は、地域福祉計画に盛り込むべき「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」の一つとして挙げられています。

市民が安全で安心して暮らせる社会づくりの実現のためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止等の取組を推進していくことが不可欠です。

再犯防止推進法の趣旨やソーシャルインクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、東京都、民間支援機関等と連携して取組を推進することで、市民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、本計画に、再犯の防止等に関する施策を取りまとめ、「府中市再犯防止推進計画」として位置付けます。



② 現状

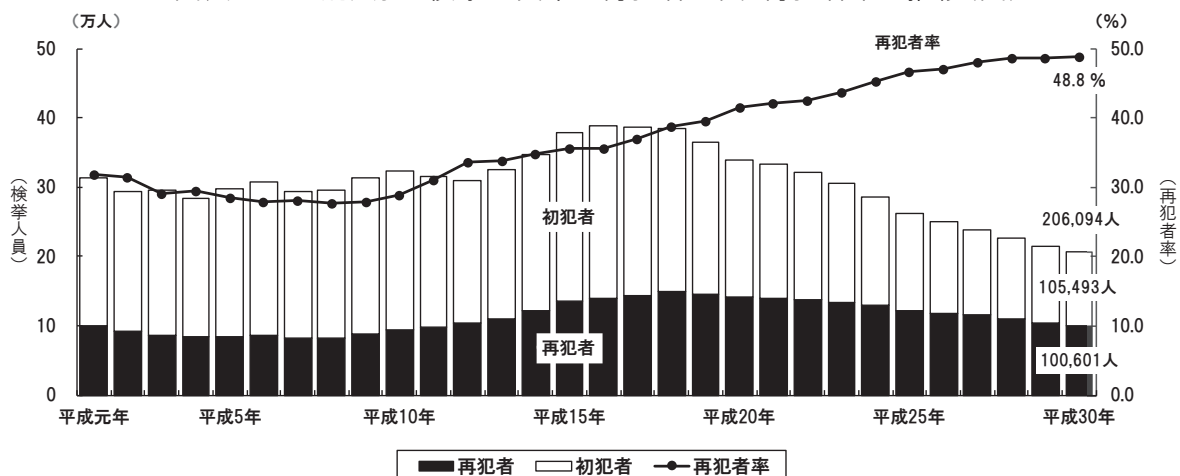
ア 国の現状

再犯者の人員は、平成元年から平成7年まで増減を繰り返し、平成8年を境に増加し続けていました。平成18年をピークに、その後は減少傾向にあり、平成30年は平成18年と比べて32.6%減少しています。

一方、初犯者の人員は、平成元年から平成11年まで増減を繰り返し、平成12年を境に増加し続けていました。平成16年をピークに、その後は減少し続けており、平成30年は平成16年と比べて57.8%減少しています。

再犯者の人員が、減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は平成9年以降一貫して上昇し続け、平成30年は平成期で最も高い48.8%となっています（図表4-8）。

図表4-8 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(国)



区分	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
検挙人員(人)	312,992	293,264	296,158	284,908	297,725	307,965	293,252	295,584	313,573	324,263
初犯者(人)	213,140	201,112	210,149	200,757	213,109	222,041	210,564	213,808	225,998	230,235
再犯者(人)	99,852	92,152	86,009	84,151	84,616	85,924	82,688	81,776	87,575	94,028
再犯者率(%)	31.9	31.4	29.0	29.5	28.4	27.9	28.2	27.7	27.9	29.0

区分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
検挙人員(人)	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250	365,577	339,752
初犯者(人)	217,399	205,645	215,314	226,217	244,307	250,030	243,410	235,086	220,525	198,813
再犯者(人)	97,956	104,004	109,978	121,341	135,295	138,997	143,545	149,164	145,052	140,939
再犯者率(%)	31.1	33.6	33.8	34.9	35.6	35.7	37.1	38.8	39.7	41.5

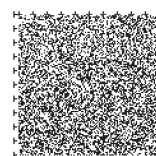
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
検挙人員(人)	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094
初犯者(人)	192,457	185,006	171,907	156,944	139,848	132,734	124,411	116,070	110,229	105,493
再犯者(人)	140,431	137,614	133,724	130,077	122,638	118,381	114,944	110,306	104,774	100,601
再犯者率(%)	42.2	42.7	43.8	45.3	46.7	47.1	48.0	48.7	48.7	48.8

注1 警察庁の統計によります。

注2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいいます。

注3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいいます。

出典：法務省「令和元年版犯罪白書」



## イ 再犯者率

本市（府中警察署管轄区域）の平成30年の刑法犯の再犯者率は51.5%で、東京都（警視庁）及び全国を若干上回っています（図表4-9）。

図表4-9 平成30年の初犯者・再犯者別 検挙人員

### 【府中警察署】

区分	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯総数	262人	127人	135人	51.5%
うち凶悪犯	10人	2人	8人	80.0%
うち粗暴犯	64人	34人	30人	46.9%
うち窃盗犯	113人	51人	62人	54.9%
うち知能犯	18人	9人	9人	50.0%
うち風俗犯	8人	4人	4人	50.0%
覚せい剤取締法	8人	1人	7人	87.5%
麻薬等取締法	1人	1人	0人	0.0%
大麻取締法	5人	2人	3人	60.0%

### 【警視庁】

区分	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯総数	25,389人	12,816人	12,573人	49.5%
うち凶悪犯	658人	308人	350人	53.2%
うち粗暴犯	6,690人	3,482人	3,208人	48.0%
うち窃盗犯	10,353人	4,670人	5,683人	54.9%
うち知能犯	1,854人	810人	1,044人	56.3%
うち風俗犯	826人	480人	346人	41.9%
覚せい剤取締法	1,408人	297人	1,111人	78.9%
麻薬等取締法	140人	91人	49人	35.0%
大麻取締法	651人	304人	347人	53.3%

### 【全国】

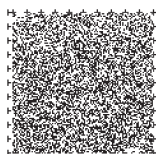
区分	総数	初犯者	再犯者	再犯者率
刑法犯総数	182,124人	90,101人	92,023人	50.5%
うち凶悪犯	3,705人	1,624人	2,081人	56.2%
うち粗暴犯	48,101人	25,818人	22,283人	46.3%
うち窃盗犯	88,995人	40,686人	48,309人	54.3%
うち知能犯	11,061人	4,840人	6,221人	56.2%
うち風俗犯	5,082人	2,896人	2,186人	43.0%
覚せい剤取締法	9,557人	1,486人	8,071人	84.5%
麻薬等取締法	377人	229人	148人	39.3%
大麻取締法	3,066人	1,219人	1,847人	60.2%

注1 20歳以上の検挙者数で、少年の検挙者は含みません。

注2 全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯及び覚せい剤取締法違反、麻薬等取締法違反、大麻取締法違反による検挙者であり、その他の法令違反の検挙者は含みません。

注3 一般の刑法犯には、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯又は風俗犯に当てはまらないものがあるため、内訳の計と合わないことがあります。

出典：法務省「矯正局提供資料」



ウ 犯行時の職業

本市（府中警察署管轄区域）の平成30年の刑法犯の職業のうち、無職者の割合は、46.2%となっています（図表4-10）。

図表4-10 平成30年の犯行時の職業別 検挙人員

区分	総数	有職者	無職 (学生・生徒等)	無職者	無職者の割合
刑法犯総数	262人	118人	23人	121人	46.2%
うち凶悪犯	10人	2人	0人	8人	80.0%
うち粗暴犯	64人	44人	4人	16人	25.0%
うち窃盗犯	113人	32人	8人	73人	64.6%
うち知能犯	18人	8人	0人	10人	55.6%
うち風俗犯	8人	7人	0人	1人	12.5%
覚せい剤取締法	8人	4人	0人	4人	50.0%
麻薬等取締法	1人	1人	0人	0人	0.0%
大麻取締法	5人	1人	3人	1人	20.0%

注1 20歳以上の検挙者数で、少年の検挙者は含みません。

注2 全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯及び覚せい剤取締法違反、麻薬等取締法違反、大麻取締法違反による検挙者であり、その他の法令違反の検挙者は含みません。

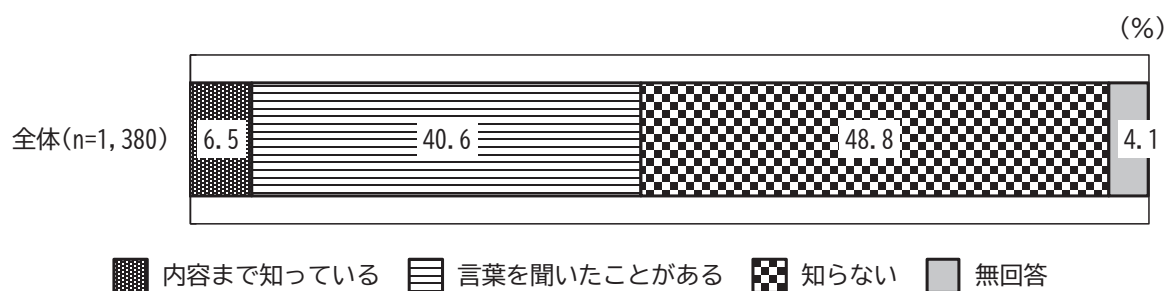
注3 一般の刑法犯には、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯又は風俗犯に当てはまらないものがあるため、内訳の計と合わないことがあります。

出典：法務省「矯正局提供資料」

エ 再犯の防止等に関する周知の状況について

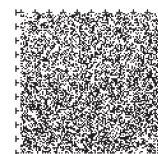
一般市民調査では、福祉に関する用語の認知度のうち、再犯防止推進法についての回答は、「内容まで知っている」が6.5%、「言葉を聞いたことがある」が40.6%、「知らない」が48.8%、「知らない」が48.8%です（図表4-11）。

図表4-11 「再犯防止推進法」に関する認知度(全体)



③ 今後の取組

更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢者、障害がある人、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない人など、地域において社会復帰を果たす上での困難を抱え、継続的な支援を必要とする人がいます。





本市では、府中地区保護司会、府中地区更生保護女性会等と協力し、社会を明るくする運動を始めとする再犯の防止、更生保護に関する啓発活動及び関係団体の活動支援に取り組んできました。

今後は、犯罪をした者等が地域に復帰するに当たり、適切な保健医療及び福祉サービス等の継続的な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関との連携を強化します。また、犯罪をした者等を孤立させることなく支え合う地域づくりを目指し、再犯防止等に関する市民への周知及び啓発等の取組を進めます。

### (3) セーフティネットの充実【重点2-3】

本市は、平成27年度から令和2年度までの「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」に生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労支援事業及び学習支援事業等の内容を盛り込み、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ってきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後は生活に困窮する人や家にひきこもりがちな人の増加が懸念され、更なる経済的な支援が必要になることが考えられます。

引き続き、仕事や暮らし等の様々な課題を抱える方に対する、就労、住居確保等に関する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

また、新型コロナウイルス感染症により、市民生活は大きく変化し、これまでの地域福祉の在り方にも課題を投げ掛けています。

経済的な支援に加え、特に高齢者や障害のある人等が孤立しないための情報伝達の仕組みづくりや新しいつながりを生み出すための地域づくりを進め、更なるセーフティネットの充実を図ります。

#### 参考指標

指標名	指標の説明	現状値	令和8年度目標値
市民後見人受任者数	判断能力の低下した高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人の人数です。人数の増加を目指します。	9人 (令和元年度時点)	20人

